

地域環境力創造戦略（案）に対する NGO / NPOからの意見

環境パートナーシップオフィスは、中央環境審議会総合政策部会で検討されている「地域環境力創造戦略（案）」についてのダイアログを2回開催し、NGO / NPOが意見交換する機会を設けた。本紙は、ここで出された意見を参加者有志が、7つの観点から13の意見に集約したものである。

1 . 全体・プロセスに対する意見

- 【1】立法を自己目的化し、急いで新規立法を目指すべきではない。時間をかけた検討を行い、既存の法改正や施策の改善でカバーできるものは、新規立法によらず対応する。**

現在の環境保全活動に関する諸制度、法令の問題点をNGO/NPO、企業、行政機関等の環境活動の経験者、当事者が共同で検討する機会が必要である。時間をかけて共通の課題を発見し、多様な主体が目的、目標を共有した上で解決手段を探った上で、新規の立法が必要であると判断した場合においてのみ新しい法律を制定すべきである。

- 【2】地域における自発的な市民の環境活動促進が重要であり、市民組織の自律、自立を尊重したパートナーシップの形成・促進が最重要課題であることを明らかにすべきである。**

地球環境の持続可能性の危機が指摘されているが、国内においても危機的状況に直面する地域が増えている。持続可能性な社会を実現するには地域におけるNGO/NPOを中心としたパートナーシップが不可欠であり、初めにそのことを明示、強調すべきである。

- 【3】分野や地域を超えたNGO/NPO、事業者、行政機関等のパートナーシップに関する理念・原則、阻害要因・促進要因を明示すべきである。**

環境活動が実効性をあげるにはNGO/NPO、事業者、行政機関等のパートナーシップが不可欠である。環境省は、分野の縦割り、地域の縦割りを超えて民間組織の連携・協調を促進するために力を発揮すべきである。環境活動を狭い分野に限定し、法令や制度でNGO/NPOの活動を制約するようなことは、むしろ持続可能性を損なう結果を招く。国がすべきは、NGO/NPO等と共同でパートナーシップの理念・原則、阻害要因・促進要因を明らかにし、その考え方や方法を普及すること、パートナーシップの核となる中間支援型NGO/NPOの活動基盤を整備することである。

2 . 拠点整備に関する意見

- 【4】** 拠点は、パートナーシップによる運営が必須である。拠点は、地域に根ざした幅広い分野を総合的・横断的に取り組む市民活動を促進する。

地域の環境に関する切実な課題を、総合的・横断的に扱う地域に根ざした拠点が必要である。拠点はパートナーシップによる運営を原則とし、NGO/NPO等市民組織が意思決定や運営に大きな力を発揮すべきである。公官庁からの天降りを排除し、行政職員を配置するときは、役所の手続きやパートナーシップの理念・原則を良く理解している専門性の高い人材を配置すべきである。また、地域のNGO/NPOや大学・研究機関も参加すべきである。具体的事業としては、環境問題に関わる専門家の人材バンク、人材と組織のマッチング、団体運営全体の実務上のコンサルティング（法人化、会計相談）等がある。設置にあたっては、行政区にこだわらず広域的な拠点でも良い。

3 . 情報基盤整備に関する意見

- 【5】** データベースは、活用されるかどうかの事前評価を行い、効果が期待できる場合にのみ作るべきである。

データベースは作ることよりも、活用されるかどうか重要である。環境分野に限っても多くのデータベースが存在するが、活用されていないことも多い。データベースはメンテナンスにコストがかかるので、新規作成より既存のもの（「環境らしんばん」等）の充実を図るべきである。また、ITに頼り過ぎず、地域ベースの環境保全活動をすすめる上で実際に協同作業などにつながる『顔の見えるネットワーク』を構築して、情報流通を図るべきである。

4 . ネットワークの支援に関する意見

- 【6】地域の環境問題に取り組むネットワークは様々な団体・組織の参加が不可欠である。行政は中間支援のためのNGO/NPOを支えるべきである。**

地域で環境保全活動をすすめるには、広範な団体・組織（学校、PTA、福祉団体等）の参画が重要である。分野や地域を越えたネットワーク形成を行政が担うことは不可能であり、NGO/NPOの力が不可欠である中間支援を行うNGO/NPOの支援が行政の重要な役割である。

5 . 資金に関する意見

- 【7】民間の環境活動に対して包括的な資金補助の仕組みを作り、民間の資金が流れやすくなる制度、施策の創設、法改正等の基盤を整備する。**

持続可能な社会構築は人類至上の課題であり、環境省は民間の環境活動促進を目的とした予算の増額を図るべきである。また、公的な資金が民間活動にとって必ずしも使いやすいものではないとの批判にこたえるため、資金を提供する事業の計画や評価に関する透明性を高めた上で、使途や期間を柔軟に運用できる包括的なものとすべきである。

また、民間資金がNGO/NPOに流れ易くなるよう、法令の改正が必要である。市民が環境保全を目的として取得した土地等に対する土地取得税、固定資産税や、土地贈与など各種税の免税措置を新設、拡充すべきである。

- 【8】助成金を民間の環境活動にとって使いやすいものに改善すべきである。**

環境保全活動を継続するには、安定した資金を必要とする。助成金はNGO/NPOの重要な資金源であるが、運営費を対象としないことが多く、活動の継続性、組織力向上の足かせとなっている。地球環境基金は、幅広い分野への助成や目的限定型の小額助成など、NGO/NPOのニーズに応じた助成が行われるようにすべきである。また透明性の確保しながらも、助成手続きや報告を簡略化するなど、利用しやすくする必要がある。

6 . 人材育成に関する意見

- 【 9 】 環境保全活動推進員や環境アクターなど新しい制度が必要かどうか疑問。既存の制度についての調査と見直しをまず行うべき。**

新しい人材登録制度はこれまでの制度とどう違うのか疑問である。環境カウンセラーなど既に存在する制度は十分な活用がされていない。新たな推進員も肩書きになってしまう懸念がある。また横の連携が更に取りづらくなり、課題が増えるだけではないか。まずは既存の制度を見なおして、活性化すべきである。

- 【 1 0 】 民間以前に、行政職員の育成が先決。環境問題や市民活動、パートナーシップに関する行政側理解者を N G O / N P O と連携して育成すべき。**

行政職員が環境問題や市民活動、パートナーシップ等について専門性を持っていない。正しく理解すらしていない人もいる。このような現状が地域の環境保全活動を活性化させる上でのネックになっている。国はまず行政職員の環境意識・知識・市民活動支援等に関する能力アップを図るべきである。またその育成自体を N P O と連携して行うのが有効である。

- 【 1 1 】 必要とされる人材は専門分野・役割・能力等において多様である。国は N P O による多様な人材育成を支援するスタンスが望ましい。**

自発的な環境保全活動を活性化するためには、環境問題の専門家だけでなく、市民活動を興す実践者や、パートナーシップを築くプロデューサー、人や組織をつなぐコーディネーター、提言活動の担い手など多様な人材が必要である。市民の自発性を引き出すためにも、多様性を確保するためにも、人材育成は多様な使命に基づいて活躍する N G O / N P O が担うことが望ましい。国は民間の育成活動を支援・活用するスタンスをとった方が効果的である。

7 . 協働の促進に関する意見

- 【 1 2 】** 行政は、既に地域あるいは課題別に活動している環境保全団体の現状を把握し、自発的な活動を後方支援すべきである。

行政主導による合議体を作ったとしても、解決すべき問題が不明確であったり、目的・達成すべき目標が共有されなければ、その合議体は機能しない。地域で活動するNGO/NPO等から解決すべき切実な課題の提案を受けたときに、必要に応じて資金、拠点、情報等の面で支援し、活動の活性化を促す役割を行政に求める。活動内容に応じて、必要なときには広域的な情報流通とネットワーク形成を促進することのできるような、行政側の人材確保、場の提供、予算措置等が必要である。

- 【 1 3 】** 行政は環境活動を担う主体であり、NGO/NPOや事業者等がパートナーシップで進める地域の環境活動に他主体と対等な立場で参加する。

行政の役割は後方支援にとどまるものでなく、地域社会の切実な課題に対して取り組む民間組織と共同作業を担う。そのときに、NGO/NPOの自発的で自律的な活動を阻まず、対等で開かれた関係を築かなければならない。行政機関と関係の深い既存の団体に利益誘導することは厳に慎むべきである。また、共同による事業の評価や組織の自己変革を促すような透明性を確保しながら事業を進めるべきである。